

議 事 日 程 (3)

令和3年9月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第35号 芦屋町個人情報保護条例及び芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第36号 芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第3 議案第37号 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第4 議案第38号 令和3年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)
- 第5 議案第39号 令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)
- 第6 認定第1号 令和2年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第7 認定第2号 令和2年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第8 認定第3号 令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第9 認定第4号 令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第10 認定第5号 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第11 認定第6号 令和2年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第12 認定第7号 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第13 認定第8号 令和2年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第14 発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について
- 第15 発議第6号 コロナ禍を乗り越えるためにも女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書について
- 第16 発議第7号 75歳以上の医療費窓口負担に関する意見書について
- 第17 発議第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
-

【 出席議員 】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子

5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 小田 武人 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 辻本 一夫

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

【 傍 聴 者 数 】 1名

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。会議に入ります前に、皆様に報告いたします。

御手元にお配りしておりますとおり、萩原議員から先日の一般質問の中での発言を訂正したい旨の申出がありました。この申出については議長のほうで許可しておりますので、報告いたします。

.....
午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは、本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第 1、議案第 35 号から日程第 17、発議第 8 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 横尾 武志君

報告いたします。芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、横尾武志。

総務財政常任委員会、審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記、議案番号。

議案第 35 号、賛成多数、原案可決。

議案第 36 号、満場一致、原案可決。

議案第 37 号、満場一致、原案可決。

議案第 38 号、満場一致、原案可決。

認定第 1 号、賛成多数、認定。

認定第 2 号、満場一致、認定。

認定第 7 号、満場一致、認定。

認定第 8 号、満場一致、認定。

発議第8号、満場一致、原案可決。

以上であります。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第38号、満場一致、原案可決。

議案第39号、満場一致、原案可決。

認定第1号、賛成多数、認定。

認定第3号、賛成多数、認定。

認定第4号、賛成多数、認定。

認定第5号、満場一致、認定。

認定第6号、満場一致、認定。

発議第5号、満場一致、原案可決。

発議第6号、賛成少数、原案否決。

発議第7号、賛成少数、原案否決。

以上であります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第35号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第35号、非常に条例の制定文面が長いですが、芦屋町個人情報保護条例及び芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

2021年5月、デジタル改革関連法は菅総理大臣の肝煎りで設置されたと言われていています。デジタル庁設置の目的は、これまで各省庁が管理していた膨大な個人情報を一元管理し、政府や一部企業が利活用することを目的としています。複数の省庁にまたがっているマイナンバー施策などのデジタル化に関する業務をまとめ、国のデジタル化を主導するものです。

2021年1月現在の全国の人口に対するマイナンバーカード交付率は、全国で25.2%となっています。政府が国民一人一人に生涯変わらない12桁の番号をつけ、各分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つものであり、国民も危険性を承知しており、交付率はそんなに高くないと言われていています。政府はデジタル改革関連法と戸籍法、健康保険法の改定と併せて戸籍情報や健康保険証、預金口座、運転免許などの個人情報をマイナンバーでひもづけることにより、一層普及率を高めようと、促進しようという考えがあるようです。情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすく、情報漏えい、そして情報を盗み、売る人間がいる中で、一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつかなくなるのではないのでしょうか。

このような危険性があるにもかかわらず政府が強行する意図は、膨大なデータを政府に集中することによって国家による個人データの管理を進めようとしていると思わざるを得ません。しかもデジタル庁職員は3分の1が民間職員であり、公共の在り方、地方自治が崩壊する危険性があるのではないかとされています。町は国策によって2つの条例の文言、総務大臣を内閣総理大臣に改正しなければならない事態ですが、このデジタル改革関連法案は非常に危険性を含んでおります。

よって反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第5号は、デジタル庁の設置により号のずれによる法改正となっておりますが、日本共産党はこのマイナンバー制度そのものに反対しておりますので、この議案に対しても反対をいたします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第36号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第36号、芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定について消極的な立場で賛成討論いたします。

芦屋町は、平成14年度に過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受けて20年がたちました。この間、過疎の町から脱却できず、また10年間過疎の町として延長すること、町民、特にこれから未来を引き継ぐ芦屋の子供たちはどう思っているのでしょうか。過疎の町として誇りに思うのでしょうか。子供たちから聞いた話ですが、他町の友人から「芦屋町は過疎の町、貧乏な町。」として冷やかされた。芦屋町が人口減少に歯止めをかけ、少しでも人口の増加を図るためにUターン組・Iターン組の受入れを促進したとしても、過疎の町が長く続くようであれば転入希望者は少ないのではないのでしょうか。それどころか過疎の町から転出する、そういう町民が増えるのではないかと危惧しております。

教育の振興策として、子供たちが夢・希望・志を持ち、シビックプライドを醸成できるとありますが——直訳すると市民の誇りという意味です。シビックプライドを持つ市民が増えると積極的にまちづくりがなされ、観光振興にプラスに働くと考えられています。残念ながら過疎として指定されているのは、遠賀郡内の中では芦屋町だけ。県内60の市町村自治体のうち、指定を受けてるのは20の自治体のみです。

私は3月議会において、第6次芦屋町総合振興計画基本構想の策定について反対の立場から討論いたしました。そして、この芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定は第6次マスタープランを基にしながら、この持続計画の策定に当たっているというふうに聞いております。私がこの第6次のマスタープランを反対した理由は4点挙げました。

住民参画まちづくり条例について自治区担当職員制度を策定して7年目を迎えるが、掛け声に終わっているのではないか。どのような手だてをして目標達成するのかが見えない。2番目は、芦屋の特性として海の魅力を生かしてというふうになっておりますが、それについて荒れ果てた海岸線になっていることは一目瞭然である。そして芦屋町の歴史文化遺産、そういうものを継承し観光資源につなげる施策がほとんどないのではないか。そして子供たちのシビックプライドを持たせるためにも、先人が作成した文献・ガイドブック・観光マップ、そのようなものを、そして芦屋歴史巡りができるような地道な活動、積極発信が必要であると。それがないと。それから4番目に、芦屋港のレジャー港化に取り組み地域経済の活性化を図るとあるけれど、芦屋海岸という海の魅力は残念ながら失われている。

そのような問題点を挙げ、この基本構想には反対せざるを得ない。しかし町の将来を明確にし、その実現に向けた取組を進めていただくことを願い、あえてこの基本構想の制定に反対討論するというふうに述べておりますが、芦屋町は、この発展計画の策定についてはですね、具体的な部分がまだやっぱり抜けています。事業計画の中の観光またはレクリエーションの部分、17ページには洞山整備事業の計画が入っていないではないか。萩原議員が洞山の整備事業についてということをおっしゃってましたが、残念ながらこの過疎地域持続的発展計画の中には洞山事業は入っておりません。それから自治区担当職員制度についてもですね、本当に問題点が明らかにされていない。そして、芦屋港活性化事業は本当に必要であるのかどうか。

そして最後に、芦屋町が過疎地域として、過疎の自治体としてこの20年間どれだけ過疎債により資金調達をしながら、過疎対策事業をハード面、ソフト面と振り分けながら長きにわたって様々な施策をされてきましたが、令和2年度決算では借入額140億。細かく言えば140億7,196万円。（「議長。賛成討論になってない」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

発言中です。

○議員 8番 妹川 征男君

未償還の元金は92億9,000万円となっております。（「はっきりせえ」と呼ぶ者あり）

私はまとめとして、私は町民の暮らし、つまり教育や福祉、自然環境と歴史文化の継承と掘り起こし、また自然と歴史の町として観光に力を入れた事業を進めることを強く要望し、過疎の町から脱却する施策を進めることを期待して、賛成討論いたします。（「賛成討論じゃないやん」

と呼ぶ者あり)

○議長 辻本 一夫君

そのほか。そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第37号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第38号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第39号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、認定第1号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第1号、令和2年度芦屋町一般会計決算の認定について反対の立場から討論いたします。

第1に、コンビニ交付システム改修等のマイナンバーカードのシステム改修費に約2,700万円計上されてます。政府はマイナンバーカードの普及を一気に進めようと躍起になっており、コンビニ交付システムやマイナポイントをつけたり、健康保険証との一体化や運転免許証との統合も計画しています。政府は2022年度末までに全国民に持たせることを方針に掲げていますが、芦屋町での普及率は40.47%と進んでおりません。マイナンバーカードの利用を国民生活の様々な分野にすることは、個人情報集中や国家による一元管理の危険性が指摘されています。国民が望んでいるわけではない全員取得を押しつけるべきではありません。

そもそもマイナンバー制度はシステム自体が不完全なまま見切り発車で始まり、次々と深刻な問題が噴出してきてます。ネットによる個人情報漏えい事件は日々起きており、ネットを介し大きな被害も多々起きております。ネット社会の進化の中で、悪質な犯罪を完全に防ぐ完全なセキュリティの構築は不可能です。マイナンバーカードが普及しない理由は、国が個人情報を収集・管理することや、情報流出の危険などに対する市民の不信と不安の表れと考えます。情報は流出してからでは遅く、取り返しがつきません。情報漏えいや犯罪被害を防ぐ手だても保障もない中で、住民の安心・安全は守れません。また、大部分が国の予算で進められているとはいえ本町でもシステム使用料、手数料など負担が年々増えており、法改正の都度に多額の費用をかけシステム改修を繰り返す無駄遣いと、住民の安全とプライバシーを危険にさらすマイナンバー制度の推進をすべきではありません。

菅政権はコロナ禍の危機の下で、給付金などの行政手続を速やかに行うために必要性が痛感されるようになったと言います。特別定額給付金の支給が混乱した原因は、政府の方針が定まらず

決定が遅れた上、給付手続の利用を想定していなかったマイナンバー制度を無理やり使わせたことにあります。行き詰まったカード普及をコロナに乗じて一気に進めようとするのは、強権的なやり方です。

第2に、芦屋町における個人情報保護の取扱いに関わる問題です。

芦屋町では自衛官の新規募集をめぐって、対象者となる18歳と22歳の町民の名簿を電子データによる一括提供を自衛隊に行っています。福岡市議会でも自衛隊の個人情報提供問題を取り上げられ、個人情報保護審議会が開かれ、「電子データは駄目。生年月日、性別も提出しない。提出したくない人は出さないように手だてを。」などの厳しい条件がつけられています。芦屋町の個人情報保護条例では、本人の同意などがなければ芦屋町以外の機関への個人情報を提供してはならないと定められています。筑後市行政審査会は令和3年6月1日に、個人情報の取扱いに関わる意見で次のように述べています。

「自衛官等の募集対象情報を自衛隊に提出することについては、名簿という形で自衛隊へ提供してきた個人情報は、いずれも住民基本台帳法第11条第1項の規定による閲覧により取得できることからすると、名簿の提出は単に自衛隊に対し便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官等募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられない。本来地方公共団体は、個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利利益を保護すべき立場であるので、今後もこのような形で個人情報を自衛隊へ提供することは妥当とはいえない。

以上が審査会としての意見であるが、仮に今後も名簿の提出を継続しようとするのであれば、個人情報を提供することを本人に対しあらかじめ文書で通知し、本人から申し出があれば提出名簿から除外するとともに、自衛隊に対しては使用後の名簿を確実に処分するよう誓約させ、その処分には市の職員が立ち会うべきであることを付言する。」

このようにですね、述べられています。

芦屋町における個人情報の取扱いは単に自衛隊に対して便宜を図る行為にほかならないのであって、地方公共団体は個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利利益を保護する立場から逸脱していると考えます。個人情報保護法第16条の利用目的による制限にのっとり、名簿の提出はやめることを求めて反対討論いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

令和2年度、芦屋町一般会計決算の認定について反対討論に参加します。反対する事項は幾つかあるわけですが、2つに絞って討論を行います。

1つ目は、私は令和2年度芦屋町一般会計予算に芦屋港活性化推進費3,100万円が計上さ

れていることについて、約3,000万円が委託料であり96%が業務委託料、コンサルタント丸投げではないかということについて反対いたしました。また、問題点を指摘しております。

①芦屋港の主たる物流機能は、町が県に要求しているにもかかわらず物流機能を廃止する約束は取れていない。②そのため、町民の願いである砂業者による砂利トラックの往来を止めることができない。③広大化した芦屋海岸に堆積する大量の砂の撤去ができていない。④その砂浜から強風にあおられて飛び出す大量の砂に対処できていない。⑤今なお続く漂砂による湾内の流入、そして未しゅんせつ。⑥飛砂防止として植樹した松は砂で覆われ、生き埋め状態のところが増加している。

上記の問題点を未解決のままに、県が事業主体のポートパーク及び町が事業主体のレジャー港化を進めることは危険極まりない事業であると反対いたしました。それから1年半が過ぎたわけですが、上述した課題は一向に進展が見られないのではないかと。もちろん、この3,100万円の推進費は海浜を含めた一体的空間の管理運営、既存港湾施設、上屋のリノベーション、全天候型集客施設と広場など町が担う事業分野を推進するものとはありますが、やはり①～⑥で説明したことを並行して解決していかなければならないのに、それがほとんどなされてないように見受けられます。

2つ目の問題点は、町債の元金及び利子の償還資料を見て感じることを説明し、反対します。

過疎債による資金調達をしながら過疎対策事業を進めてきましたが、先ほども議案第36号で説明したとおり借入額は140億、償還金の元金は8億2,000万、利子2,800万、未償還元金は92億9,900万というふうに借金を抱えています。地方交付税措置によって7割が交付されますが、それでも27億8,970万円は実質借金なんです。借金しても3割で様々な施策が取れるという意味で、うまい話としてこれまで過疎債に頼ってきた部分が多いのではないのでしょうか。

私はこの決算の中にあるように、過疎の町としての町ではなくて脱却するために、そういう過疎債を使わなくても、自前で経費を安くして有効な施策を取っていく必要があるのではないかと、いうふうに考えています。

以上、2つの点で反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

認定第1号、令和2年度芦屋町一般会計決算の認定について私は賛成の立場で討論を行います。

令和2年度は小中学校のプールやグラウンド改修など子供たちが安全・安心に学べる環境の整備、また夢リア・プラザは天候にかかわらず子供たちが安心して遊べる新たなレジャースポット

への改修、さらに町内巡回バスの3路線化や市営バスの町内100円運行、プレミアム乗車券の販売などの公共交通利用促進事業に加え、高齢者運転免許証返納制度の導入などの影響もあり、町内の交通事故発生件数の大幅減少という数値としても成果が見え、子供から高齢者までそのニーズに合わせた事業を行ったことは評価いたします。

ただ、先ほど川上議員も言われましたコンビニ交付の利用は、確かに費用対効果を感じる件数ではありませんでしたが、前年に比べ件数459件と伸び率は上がっております。コンビニ交付は住民の利便性、窓口業務の改善にもつながると言われております。ただ、このコンビニ交付を利用するにはマイナンバーカードが必要で、今後は普及率向上が課題であると思います。そのため、担当課によればさらに普及率向上に取り組むということでした。

その委員会の中で課長は、「マイナンバーカード、住民の方もいろいろお考えはあると思いますが、今このコロナ禍で昨年10万円、2万円と給付に非常に時間を要しました。今後、将来また同じようなパンデミックが起こった際に、困っている方にスムーズにお金を届けるにはこのマイナンバーカードの仕組みが有効である。」というお話をされ、将来に備えてマイナンバーカードの普及率を上げるために今後も取り組むという御意志に共感し、今すぐに費用対効果は得られなくても将来的に住民の福祉の向上につながるのであれば、今はしばらく様子を見てみてもいいのではないかと私は思いました。

以上の理由で、この議案について私は賛成いたします。

以上で討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

内海です。今回の一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の決算につきましては、現在まだ収束が見込めないコロナ禍における支援策を町独自の部分で実施されております。他町には見ることができないような支援策でございます。例を挙げますと、緊急生活支援給付金2億7,000万、高齢者生活応援給付金4,400万、電気料金支援給付金約5,800万、家庭用ごみ袋、それから農漁業者、商工業者への支援金ということで手厚いことを支援されており、大変苦勞されてる方々の大きな力になったことと思っております。

それからもう1点は、現在国が進めておりますGIGAスクール構想ということで、タブレットを小中学校の全生徒に配付する予算も計上され、実際に執行され、現在使われております。このコロナ禍において家庭で学習する子供たちが増えておりますので、そういうようなことにも役立っているという情報が入っております。

それからもう1点目は、地域情報伝達システムが整備され、これから災害が多発する中でいち

早く情報を収集することができるという予算も執行されておりますので、この点を評価して賛成といたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に日程第7、認定第2号の討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に日程第8、認定第3号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第3号、令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、高過ぎる国民健康保険税に多くの加入している町民が悲鳴を上げています。芦屋町の令和元年度の滞納世帯数が123世帯、短期被保険者証の交付世帯が57世帯となっており、経済的理由で医療が受けられない事態が起こっています。全国的に見ても、国保税が高過ぎて払えず無保険になり死亡した事例が1年間で63人に上るという深刻な事態も起こっています。コロナ禍の下でさらなる悪化が心配されます。

高過ぎる国保税は国民の暮らしを苦しめているだけではなく、制度の根幹を揺るがしています。全国知事会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとして、国保を持続可能とするため、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。日本医師会も、低所得者の保険税を引き下げ、保険証の取り上げや留め置きをやめるよう求めています。もともと国民健康保険制度がスタートした時点で、国は、被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことを認めていたことなどのために、国が負担する必要があることを認めてきました。ところが、政府は1980年の法改正で国保の定率国庫負担を削減したのを皮切りに、当初50%だった国庫負担を抑制し続け、現在は25%にも達していません。加入者もかつては7割が農林水産業と自営業者でしたが、今では43%が無職、32%が非正規雇用の被用者で、合わせて8割近くになってます。国保に対する国の責任後退と加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保税の高騰が止まらなくなっています。

この構造的危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外には道はありません。財源は、大企業や大株主に相応の負担を求めることで十分にできます。例えば、アメリカなどと比べても高額所得者優遇となっている証券税制を改め、株式配当の総合課税や高額株式譲渡所得を欧米並みに30%に引き上げるなど、富裕層への証券課税の強化だけで1.2兆円の財源が出ます。国が1兆円負担すれば均等割も平等割もなくすことができ、今の保険料を半額近くに引き下げることができます。

また、3年前に始まった国保の広域化は、国保が使える構造問題を解決するためとされてきました。しかし県は、市町村が国保税軽減のために行ってきた法定外繰入れを赤字と決めつけ対象縮減を求めており、重い保険料負担を解決する姿勢すら見えません。さらに、国は自治体を競わせ、ペナルティまで与える保険者努力支援制度を導入して公費投入削減をより強く迫っています。それに従えばさらに大きな負担が住民にのしかかり、高過ぎる国保料が住民の命と暮らしを一層脅かすことは明らかです。未就学児への均等割軽減に動いていることは重要ですが、根本的な解決には、全国知事会や全国町村会が要望しているように1兆円規模の国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。加入者の多くは必死の努力で高過ぎる保険料を払っています。

今、国保に求められているのは自助・共助などという自己責任ではなく、公助を強めることであるということを述べて、反対討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

認定第3号、令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、私は賛成の立場で

討論いたします。

前年度に比べ、保険税の徴収率の向上や保険者努力支援分も増え、担当課の取組の成果を感じました。ただ、赤字運営に変わりはなく保険税の見直しを検討しましたが、コロナの影響を鑑み令和2年度も一般会計から2,700万円の繰入れを行っております。このように赤字運営を続けることは、町財政として厳しい状況であると推察いたします。しかし、保険加入者の多くは個人事業主や非正規雇用者などで、コロナの影響を大きく受けている人たちです。その点を配慮し、町から赤字分を繰り入れたことは評価できると思いました。

以上の理由で私はこの議案に賛成し、討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に日程第9、認定第4号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第4号、令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、公的医療費への国の財政支出を削るための医療構造改革の一環として2008年に開始されたものです。75歳以上の高齢者を対象に、75歳になるとそれまで入っていた国民健康保険や協会けんぽから脱退させられ、後期医療に加入することになりました。現在約1,700万人が入っています。制度発足前、厚生労働省幹部は「医療費が際限なく上がり続ける痛みを、後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただく。」と発言しました。それは既に現実のものとなっています。

2020年の芦屋町の平均保険料は7万3,817円となっています。軽減特例の段階的廃止で令和元年には9割、8.5割軽減を廃止し、7割軽減まで被保険者の軽減率が引き下げられました。2017年度以前に被扶養者だった方の保険料軽減も2019年に打ち切られ、負担増が

押しつけられました。さらに、来年10月からは窓口負担が1割から2割に引き上げられます。若いときにはあまり病気もしなかったが、75歳にもなればどこか体がたがくということを経験的にも分かるものです。高齢者に要する医療費は高齢者に負担させようという主張そのものに道理はありません。

芦屋町でも、保険料を払いたくても払えない滞納者が10人います。このうち、後期高齢者医療保険証の有効期間の短い短期保険証の方が5名います。全国では普通徴収の方の滞納者は20万人を超え、滞納者への差押えも増加しています。さらに窓口負担2割になれば、経済的理由によりますます医療が受けられなくなってしまう。高齢者の健康と命を脅かす負担増は許されません。

後期高齢者医療制度を廃止して元の老人医療に戻し、際限のない保険料アップの仕組みをなくすことを求めて反対討論いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

認定第4号、令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度の財政運営や保険料の決定などは県——いわゆる広域連合が行います。町の役割は各種届出の受付の窓口業務や保険料の徴収などです。このことから、今回保険税の徴収率が向上したことは担当課の御努力もあり、評価できると思いました。また、団塊の世代が2022年、来年ですね、75歳以上の高齢者となり始め、後期高齢者の医療費が増加する一方それを支える現役世代が減少していく中で、このままでは2025年にかけて現役世代の負担が従来よりさらに大きく上昇すると言われ、課題となっております。そのような中で今回、歳入歳出ともに大きな変動がなかったことは評価できると思いました。

以上の理由で私はこの議案に賛成し、討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に日程第10、認定第5号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に日程第11、認定第6号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に日程第12、認定第7号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に日程第13、認定第8号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

次に日程第14、発議第5号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、発議第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、発議第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第15、発議第6号の討論を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

6番、本田です。発議第6号、コロナ禍を乗り越えるためにも女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書について、反対の立場で討論いたします。

記の2項目について、雇用によらない働き方についてはメリット・デメリットがあり、雇用によらない働き方をする人たちが安心して働けるように仕組みをデザインする必要があるのではないかと思います。

また、最低賃金1,500円以上に引き上げる内容については、2021年7月16日の中央最低賃金審議会では2021年度の地域別最低賃金の改定について、都道府県の時給を一律28円引き上げるように田村厚生大臣に答申をしたところです。その後、県の審議会が本格化し改定額が8月に出そろい、現行の全国平均902円が930円となり、私たちの住む福岡県において

は、令和3年10月1日に効力が発生をする最低賃金は1時間当たり時給870円であります。

中小企業の労働関係では、中小企業では支出に限界があり東京と地方では均一とならないこと。意見書には中小企業の支援とありますが、中小企業の人件費の高騰は支援となるのかなと思うことがあり、意見書の1,500円は現状とは大きく乖離した金額となっているために反対をするものです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。コロナ禍を乗り越えるためにも女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書について、私は反対の立場で討論を行います。

この意見書の項目1では、私も同じ介護職として働いていたため、その労働にふさわしい賃金や労働条件の改善を求めることには賛同いたします。また項目4の性暴力については、性暴力を適切に処罰できるようにするため、法務大臣は9月10日、16日の法制審議会総会で諮問する考えを明らかにしており、法務省も早期の法改正を目指しているようです。他の項目3、5についてもおおむね理解はできます。

ただ、項目2の「最低賃金を時給1,500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金を創設し、そのための中小企業支援を行うこと」と書かれていたことについては賛同できません。その理由は厚労省が出した令和3年度地域別最低賃金において、最高額は東京都の1,041円。そして最低額は高知県、沖縄県の820円。ちなみに福岡県は、先ほど本田議員も言われました870円です。非正規雇用の人などは、確かに今よりも賃金が上がれば嬉しいと思います。

しかし、現在の経済状況や地域によって物価の違いがあるにもかかわらず全国一律最低1,500円以上にするのは、現状で適切でしょうか。また、財源確保について川上議員からは、税金の取り方を改め大企業や一部の富裕層などから徴収し、財源を確保するとのお話がありました。私も女性の貧困対策が必要であると思います。しかし、本当に川上議員の言われるような施策が最善の方法なのかと考えると、これを芦屋町議会の意見として出すことに私は賛同できません。

以上のことから私はこの意見書について反対し、討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、発議第6号について、委員長報告は原案否決であります。

したがって、原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

賛成少数であります。よって、発議第6号は原案を否決することに決定いたしました。

次に日程第16、発議第7号の討論を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。発議第7号、75歳以上の医療費窓口負担に関する意見書について、反対の立場で討論を行います。

発議第7号の75歳以上の医療費窓口負担については、75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度において被保険者が医療費のうち窓口で支払う自己負担額を、課税所得28万円以上かつ収入200万円以上または複数世帯で年収の合計が320万円以上の方は1割から2割に引き上げる法律の施行を中止することを求める意見書であります。

この法律は2021年6月に参議院本会議で可決し、2022年10月以降に施行することになっており、全国で約20%の方が対象となります。また、芦屋町における5月末の後期高齢者医療の被保険者2,248名のうち、約20%の450の方が該当することになります。後期高齢者医療の財源は、総医療費から自己負担額を除いた医療給付費のうち約5割を公費、いわば税金で負担し、約4割を現役世代の保険料で負担、残りの1割を後期高齢者の被保険者の保険料で負担します。

今回この制度が導入された背景には、2020年以降、団塊の世代が後期高齢者となり始め、2050年には人口の4分の1が75歳以上となる超高齢化が進展し、医療費が増大する反面、少子高齢化により財源の4割を負担している現役世代の保険料の急増が見込まれることから、負担能力のある方を2割負担とすることで若い世代の保険料の負担の上昇を少しでも減らすことが目的であります。このことを踏まえ、この法律の中止を求める意見書については下記の理由で反対いたします。

まず1点目、今後、高齢者の医療費が増加する中で、後期高齢者医療費の4割の保険料を負担する現役世代の保険料——後期高齢者支援金といいますか、この増加を抑えることができなくなります。2点目は、引き上げ開始から3年間は1か月当たりの自己負担額の増加額の上限を3,000円までとし、急激な負担の増加を抑える緩和措置が講じられております。3点目は、2割負担となる被保険者は全体の20%の方であり、自己負担額を1割に据え置くことで、後期高齢者医療の増加に伴い加入者全員の保険料も増加が見込まれます。4点目、2割引き上げられた対

象者の高額医療限度額は、同じ月内に医療機関の窓口で支払った自己負担額は、外来の場合は1万8,000円、入院と外来の場合は5万7,500円であり、施行前と同様で一定の負担増を抑えることができていることです。最後に5点目です。この法律は既に本年6月に可決し、来年10月以降に施行されることになっており、施行を中止することで一部の被保険者には有益となるでしょうが、後期高齢者医療制度を将来にわたって安定的に構築するためには、やむを得ない改正だということを判断し、反対をいたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

発議第7号、75歳以上の医療費窓口負担に関する意見書に賛成の立場から討論いたします。

厚生労働省の推計によりますと、2割負担となった場合の高齢者1人当たりの窓口負担額は現在の年平均約8万3,000円から、2割になれば約11万7,000円。約3万4,000円もの負担増になるとされています。窓口負担割合で見ると、75歳以上は40歳から50歳代の2倍から6倍近い負担を強いられると。75歳以上の高齢者は年齢が進むにつれて複数の診療科にかからざるを得ず、受診回数が増えるからです。そのため、窓口負担1割の現在でも経済的事情で受診をためらい、重症化する事例が報告されています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、受診を控えることに拍車がかかけられていると。

高齢者の負担は医療ばかりではありません。介護保険でも、既に利用料の2割または3割負担が一定所得以上で行われています。医療も介護も保険料は増加の一途であり、広大な増加をしております。高齢者に2割負担を強いることは、受診を諦めさせ命を脅かすことにもなります。日本医師会をはじめ多くの医療関係団体からも、「さらなる受診控えを生じかねない政策であり、高齢者に追い打ちをかけるべきではない。」という批判の声が上がっております。新型コロナウイルス感染症から高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化が何よりも急がれる中で、それに逆行する負担増はやめるべきだと考えます。

よって国に対し意見書を提出するよう、意見書に賛成の立場で討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、発議第7号について、委員長報告は原案否決であります。
したがって、原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

賛成少数であります。よって、発議第7号は原案を否決することに決定いたしました。
次に日程第17、発議第8号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、発議第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに
賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、発議第8号は原案を可決することに決定いたしました。
次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託
の申出があります。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いき
ますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。
以上で、討論及び採決を終わります。
なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和3年第3回芦屋町議会定例会を閉会いたします。
長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

午前11時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員